京極町ふるさと納税推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町にふるさと納税を行った町外に居住する者(以下「寄附者」という。)に対して返礼品を贈呈することにより、ふるさと納税事業の推進を図り、地域産業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) ふるさと納税 地方税法 (昭和25年法律第226号) 第37条の2及び第314条の7の 規定に基づく寄附を行うことをいう。
 - (2) 特産品 町内において生産したものを使用した商品又は町内の事業者が製造、加工、採取、栽培、販売する商品、若しくは提供するサービスをいう。
 - (3) 協力事業者 特産品の提供をしている事業者のうち、この要綱に基づき町長の承認を受けた者をいう。
 - (4) 返礼品 協力事業者が取り扱う特産品のうち、町の魅力を「発信できる」、「体感できる」、「懐かしむことができる」もの等で、寄附者に贈呈することにより、町の応援及び地域産業の振興につながる要素を持つものとして町長が認めるものをいう。
 - (5) 町税等 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(返礼品の贈呈)

第3条 町長は、寄附者からの1回当たりの寄附額に応じ、別に定める当該金額の税込3割以内を上限とした返礼品を贈呈する。ただし、寄附者が返礼品の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

(協力事業者の資格要件)

- 第4条 協力事業者は次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。
 - (1) 町内に本社(本店)、支社(支店)、事業所若しくは工場を有する法人又はその他の団体若しくは個人事業者。
 - (2) 町外に本社(本店)、支社(支店)、事業所若しくは工場を有する法人又はその他の団体若しくは個人事業者で、特産品を取り扱う事業者。
 - (3) 同項第1号の規定に該当するものにあっては、納期到来分の町税等、同項第2号の規定にあっては、所在地又は住所地の市・町税等に滞納がないこと。
 - (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第 2号に規定する暴力団の構成員若しくは暴力団に協力し、又は関与する等これに関 わりを持つものでないこと。
 - (5) その他町長が公募等の際に定める要件を満たしていること。

(協力事業者及び返礼品の承認申請)

- 第5条 協力事業者として参加しようとする者(以下「申請者」という。)は、町の定める期間に京極町ふるさと納税(協力事業者・特産品)承認申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1)返礼品として承認を受けたい特産品の紹介文書及び写真データ
 - (2)返礼品を送付するときに同封するパンフレット等
 - (3)その他町長が必要と認める書類
- 2 申請者が承認を受けることができる返礼品の希望提供価格は、原則として消費税、箱等の 返礼品の発送に必要な経費を含んだ額とし送料は含まない。
- 3 申請者は、返礼品として承認を得ようとする特産品が受注生産に限られる等の理由で 寄附者への送付までに一定期間を要するもの又は季節限定品など送付の時期が限られる ものである場合は、同項第1項の規定による申請の際、申請書にその旨を記載しなけれ ばならない。

(協力事業者及び返礼品の承認)

- 第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う実地調査その他の方法により、協力事業者及び返礼品として適当であるか否かを調査し、速やかに承認又は不承認について決定するものとする。
- 2 町長は、前項について決定をしたときは、京極町ふるさと納税(協力事業者・特産品) 決定通知書(様式第2号)により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、協力事業者が第4条に掲げる要件を欠くこととなったときには、京極町ふる さと納税推進事業協力事業者及び返礼品の承認を取消すことができる。

(協力事業者承認の辞退)

第7条 協力事業者は、第6条第2項の規定により承認を受けた内容を辞退をする場合には、辞退する3か月前までに京極町ふるさと納税協力事業者承認辞退届書(様式第3号)を町長に提出するものとする。ただし、承認辞退届出書の提出までに申込みの完了した返礼品は辞退後も送付するものとする。

(返礼品の取消し)

第8条 協力事業者は、第6条第2項の規定により承認を受けた内容を取消しする場合には、取消ししようとする日の3か月前までに、京極町ふるさと納税特産品承認取消申請書(様式第4号)を町長に提出するものとする。ただし、承認取消申請書の提出までに申込みの完了した返礼品は取消し後も送付するものとする。

(返礼品の送付)

- 第9条 町長は、寄附者からの寄附が確認された後、協力事業者に対して返礼品の発送に 必要な個人情報等を通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた協力事業者は、寄附者に対し原則3週間以内に返礼品を送付する

ものとする。この際、送付日時の調整等が必要な場合は協力事業者が調整を行うものとする。

- 3 協力事業者は、在庫不足その他の理由により同条第1項の規定による通知を受けた日から寄附者に送付するまでの期間が3週間を超えることが見込まれるときは、直ちに町長に報告しなければならない。ただし、第5条第3項の規定により、申請書にその旨を記載している場合は、この限りでない。
- 4 協力事業者は返礼品の送付に際し、町へのふるさと納税に係る返礼品であることが明確にわかるようにしなければならない。また、社会通念上妥当と認められる範囲において、自社の商品又はサービスのパンフレット等を同封することができる。

(請求)

- 第10条 協力事業者は、翌月10日までに町指定先に1か月毎の請求をするものとする。
- 2 前項の規定により協力事業者から請求があったときは、請求月の月末までに協力事業 者が指定する口座へ振り込むものとする。
- 3 協力事業者が請求できる額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。
 - (1) 第5条第2項に規定する返礼品各相当額の実費
 - (2) 第5条第2項に規定する返礼品発送にかかる経費の実費

(協力事業者の責務等)

- 第11条 協力事業者は、返礼品の提供等を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 協力事業者は、返礼品の提供が困難となったときは、直ちに町長に報告しなければならない。また、返礼品の権利及び義務を町長の許可なく第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- 3 協力事業者は、返礼品の品質及び性能等の商品に関する苦情並びに事故に対して責任 を持って誠実に対応しなければならない。

(広報等への協力)

第12条 協力事業者は、町長が必要とする返礼品の情報、写真等に係るデータの提供及び 町が事業の広報を目的としたチラシ等の制作に必要な協力を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 協力事業者は、第9条第1項の規定により提供を受けた個人情報等を厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。これは協力事業者でなくなった後においても同様とする。ただし、寄附者から協力事業者へ直接連絡等があった場合などの経緯により、改めて入手した個人情報についてはこの限りでない。

(協力事業者参加及び商品承認期間)

第14条 第6条第2項の規定による承認の期間は、当該承認を行った日の属する年度の翌年度

末日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに京極町ふるさと納税協力事業者承認辞退届書(様式第3号)及び京極町ふるさと納税特産品承認取消申請書(様式第4号)の提出がされない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、第4条に掲げる要件を満たさないときは、承認を取り消すことが できる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。